

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する等の規則（消費生活課）	2
兵庫県立生活科学センター管理規則（同）	2
恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	7
児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則及び児童福祉規則の一部を改正する規則（児童課）	10
兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する等の規則（医務課）	12
兵庫県立文化体育館管理規則の一部を改正する規則（労政福祉課）	18
兵庫県立西はりま天文台公園管理規則の一部を改正する規則（同）	18

公布された法令のあらまし

●消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する等の規則（規則第30号）

- 消費生活協同組合法の一部改正等に伴い、消費生活協同組合（以下「組合」という。）への監督の強化を図るため、組合が知事に届け出る事項に理事等の異動を追加するとともに、同法の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。
- 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の廃止に伴い、消費生活協同組合資金貸付規則を廃止することとした。

●兵庫県立生活科学センター管理規則（規則第31号）

兵庫県立生活科学センターの管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項、利用の許可の手続、使用料の額、使用料の納付、免除及び還付の手続等について定めることとした。

●恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則（規則第32号）

年金である恩給の受給者等の生存の事実について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により確認すること等に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 年金である恩給を受ける者の現住所変更の届出について、変更後の現住所が県外（法による恩給を受ける者にあつては、国外。2において同じ。）であるときその他知事が必要と認めるときに限り、居住証明書、住民票抄本又は在留証明書の提出を要するものとする。
- 年金である恩給を受ける者のうち、県外に居住する者は、毎年8月に、恩給受給権存否の調査に関する申立書を知事に提出しなければならないものとする。
- 遺族に対する年金である恩給を受ける者が妻である場合に係る加算を受ける者は、毎年8月に、恩給受給権存否の調査に伴う年金の受給に関する申立書を知事に提出しなければならないものとする。
- 寡婦加算を受ける者で、当該寡婦加算の原因となっている子が20歳以上であるものは、毎年8月に、障害の状態を証する診断書及び他に生計の方途がないことを証する公の証明書を知事に提出しなければならないものとする。
- 2から4までの書類その他の毎年8月に提出することを義務づける書類のほか、知事は、恩給受給権存否の調査のため必要があると認めるときは、戸籍抄本又は戸籍謄本その他の必要な書類を受給者に提出させることができるものとする。

●児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則及び児童福祉規則の一部を改正する規則（規則第33号）

児童虐待の防止等に関する法律の一部改正により、都道府県知事は、児童虐待が行われている疑いがある児童の住所の臨検、当該児童の搜索等を職員に行わせることができること等に伴い、当該臨検等を行う職員が携帯する証票の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する等の規則（規則第34号）

- 兵庫県立総合衛生学院（以下「総合学院」という。）及び兵庫県立厚生専門学院（以下「厚生学院」という。）

の再編統合に伴い、総合学院の専門課程を改編し、あわせて、省令の改正等を踏まえ、総合学院の歯科衛生学科の卒業の認定を成績の評価によるものから単位の修得によるものとし、総合学院の看護学科及び歯科衛生学科の授業科目等を見直すとともに、単位の認定等を適正に行うための運営会議を設置する等所要の整備を行うこととした。

2 厚生学院が廃止されることに伴い、兵庫県立厚生専門学院学則を廃止することとした。

●兵庫県立文化体育館管理規則の一部を改正する規則（規則第35号）

兵庫県立文化体育館の開館時間の弾力的な運用等を図ることができるよう所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立西はりま天文台公園管理規則の一部を改正する規則（規則第36号）

兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立西はりま天文台公園の家族用宿泊棟（以下「家族用宿泊棟」という。）を宿泊以外の目的に利用することができるものとするに
伴い、家族用宿泊棟を宿泊以外の目的に利用する場合の当該利用に係る料金の基準額を定める等所要の整備
を行うこととした。

規 則

消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第30号

消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する等の規則

（消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部改正）

第 1 条 消費生活協同組合に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「実施のため、」の右に「消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）及び」を加える。

第 3 条第 1 項中「 5 日」を「10日」に改める。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「いずれか」を「いずれか」に、「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同条第 1 号中「第81条」を「第 83 条」に改め、同条第 2 号中「役員選挙規約」の右に「、役員選任規約」を加え、同条第 5 号中「第35条第 2 項」を「法第33条第 1 項又は第35条第 2 項」に、「第47条第 5 項」を「第47条第 6 項」に改め、「又は法第41条第 1 項」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 理事、監事又は会計監査人に異動（任期の満了に伴う異動を除く。）が生じたとき。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

（消費生活協同組合資金貸付規則の廃止）

第 2 条 消費生活協同組合資金貸付規則（昭和39年兵庫県規則第99号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中消費生活協同組合に関する手続を定める規則第 6 条第 1 号の改正規定は、同年12月 1 日から施行する。

兵庫県立生活科学センター管理規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第31号

兵庫県立生活科学センター管理規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、兵庫県立生活科学センター（以下「生活科学センター」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 生活科学センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

（開館時間）

第3条 生活科学センターの開館時間は、9時から17時30分まで（別表に掲げる生活科学センターの施設にあっては、9時から17時まで）とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（遵守事項）

第4条 生活科学センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされている生活科学センターの施設に許可なしに立ち入り、又は利用の許可が必要とされている設備を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) 生活科学センターの施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第9条第1項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。）
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、生活科学センターの管理上必要な指示に従うこと。

（入館の拒否等）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

（利用の許可の申請）

第6条 条例第4条第1項の規定により兵庫県立生活科学総合センター（以下「総合センター」という。）の施設を利用しようとする者は、兵庫県立生活科学総合センター利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、総合センターの施設を利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 利用許可申請書の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（利用の許可の基準）

第7条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 総合センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする試験及び研究等に施設を利用しようとするとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合センターの管理上支障があるとき。

（利用の許可等）

第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第4条第1項の許可を決定したときは、兵庫県立生活科学総合センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、総合センターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認め

るときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等設置の承認等)

第9条 条例第4条第1項の許可を受けた総合センターの施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第10条 利用許可書の交付を受けた者は、その利用の開始前に利用の内容を変更しようとするときは、兵庫県立生活科学総合センター利用内容変更承認申請書(様式第2号。以下「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(使用料の額)

第11条 条例第4条第2項の規定による規則で定める使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の納付)

第12条 利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該利用の終了後に納付することができる。

(使用料の免除)

第13条 条例第5条の知事が特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に免除する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 県民の科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進に寄与するものであると認められる試験及び研究等に施設を利用するとき。当該使用料の全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。知事が別に定める額

2 条例第5条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立生活科学総合センター使用料免除申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 条例第6条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に返還する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用料を納めた者の責めに帰すことができない理由により総合センターの施設の利用ができなくなったとき。当該使用料の全額

(2) 使用料を納めた者が総合センターの施設の利用の日の3日前までに利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。当該使用料の全額

(3) 使用料を納めた者が第10条第2項の規定に基づき、利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき。当該過納となった額

2 条例第6条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、兵庫県立生活科学総合センター使用料還付請求書(様式第4号)に、使用料の領収書又は利用許可書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、生活科学センターの管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(兵庫県立生活科学研究所管理規則の廃止)

2 兵庫県立生活科学研究所管理規則(昭和53年兵庫県規則第25号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の兵庫県立生活科学研究所管理規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第11条関係）

区分	使用料			備考
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	
機器分析室	円 3,500	円 5,400	円 8,900	1 商品の製造、販売等を主たる業とする事業者（当該事業者が組織する団体を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 「1回」とは、9時から12時まで又は13時から17時までのそれぞれの間の利用をいう。
理化学実験室	2,900	4,900	7,800	
研修室	2,300	3,800	6,100	
耐火耐爆室	1,600	2,600	4,200	
恒温恒湿室	1,200	2,100	3,300	
無響室	500	1,200	1,700	
多目的実験室	1人1回につき150円			

様式第1号（第6条 - 第8条関係）

兵庫県立生活科学総合センター利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

利 用 の 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時から (日 時間) 月 日 時まで
利用する施設の名称	
利 用 人 員	人
備 考	

様式第2号(第10条関係)

兵庫県立生活科学総合センター利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() - 番

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利用の目的		
	利用の日時	年 月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)	年 月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)
	利用する施設の名称		
変更の理由			

様式第3号(第13条関係)

兵庫県立生活科学総合センター使用料免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

印
電話() - 番

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の日時	年 月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)
利用する施設の名称	
免除を受けようとする理由	

様式第4号(第14条関係)

兵庫県立生活科学総合センター使用料還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話() - 番

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の日時	年 月 日 時から (日 時間) 月 日 時まで
利用する施設の名称	
還付を受けようとする理由	

恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第32号

恩給の支給等の手続に関する規則の一部を改正する規則

恩給の支給等の手続に関する規則(昭和36年兵庫県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第45条第2号中「県内」を「県外(法による恩給を受ける者にあつては、国外。次条第1項第1号において同じ。)」に、「を除く」を「その他知事が必要と認めるときに限る」に、「又は住民票抄本」を「住民票抄本又は在留証明書」に改める。

第46条第1項中「恩給を受ける者」の右に「のうち、次の各号に掲げる者」を加え、「恩給受給権存否の調査に関する申立書(様式第17号)に次に掲げる書類を添え、これ」を「当該各号に定める書類」に改め、同項第4号中「場合にあつては、前号」を「もの 前号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年兵庫県条例第40号)附則第11条第1項第1号又は第2号及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号)附則第14条第1項第1号又は第2号」を「条例第40号附則第11条第1項第1号若しくは第2号又は法律第51号附則第14条第1項第1号若しくは第2号」に、「者にあつては、受給権存否の調査に伴う寡婦加算の原因となつている子の生計関係申立書(様式第18号の2)」を「者 恩給受給権存否の調査に伴う寡婦加算の原因となつている子の生計関係申立書(様式第18号の3)」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年兵庫県条例第40号。以下「条例第40号」という。)附則第11条第1項又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。)附則第14条第1項の規定による加算を受ける者 恩給受給権存否の調査に伴う年金の受給に関する申立書(様式第18号の2)

第46条第1項第2号中「者にあつては、受給権存否の調査に伴う扶養家族(扶養遺族)の生計関係申立書」を「者 恩給受給権存否の調査に伴う扶養家族(扶養遺族)の生計関係申立書」に改め、同号を同項第3号と

し、同項第1号中「子にあつては、第18条各号」を「子 第18条各号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 県外に居住する者 恩給受給権存否の調査に関する申立書（様式第17号）

第46条第1項に次の1号を加える。

(7) 寡婦加算を受ける者で、当該寡婦加算の原因となつている子が20歳以上であるもの 第5号に掲げる書類のほか、第18条各号に掲げる書類

第46条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号」を「前項各号」に改め、「及び戸籍抄本又は戸籍謄本」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定によるほか、知事は、恩給受給権存否の調査のため必要があると認めるときは、戸籍抄本又は戸籍謄本その他の必要な書類を受給者に提出させることができる。

様式第17号中「恩給の支給等の手続に関する規則第46条第1項の規定により」を「次のとおり」に改め、

職員であつた受給者が、 年 月 日以後に国家公務員又は地方公務員として再就職している場合は、「再就職している」と記入してください。	
遺族である受給者が、 年 月 日以後に再婚している場合は、「再婚している」と記入してください。	
遺族である受給者が、 年 月 日以後に養子になつている場合は、「養子になつている」と記入してください。	
遺族である受給者が、他に公的年金を受けている場合は、その年金の発行者名及び証書の記号番号を記入してください。	発行者名 証書の記号番号
受給者が、 年 月 日以後に禁錮以上の刑に処せられたことがある場合は、「ある」と記入してください。	
受給者が死亡している場合は、「死亡」と記入してください。	

及び

「
 (配偶者) 氏 名
 生年月日 年 月 日
 」

を削り、同様式注を次のように改める。

注 国外に居住する受給者については、住民票記載事項証明書の欄への記入に代えて、在留証明書その他の生存の事実を証する公の証明書を添付してください。

「申立人 住所.....
 様式第18号中「申立人 氏名.....印」を 氏名.....印 に、
 電話(.....).....番」

加給の原因となつている者 (加給者)の氏名	受給者(職員)との身分関係	生 計 関 係
--------------------------	---------------	---------

を

恩給証書の記号番号	第	号
加給の原因となつている者 (加給者)の氏名	受給者(職員)との身分関係	生 計 関 係

に改め、同様式注2を次のように改める。

- 2 住民票記載事項証明書の欄は、恩給条例による恩給に係る加給者で県外に居住するもの及び特に知事から指示のあつた加給者のみ記入してください。

様式第18号注に次のように加える。

- 3 国外に居住する加給者については、住民票記載事項証明書の欄への記入に代えて、在留証明書その他の生存の事実を証する公の証明書を添付してください。

様式第18号の2中「申立人 氏名.....印」を 「申立人 住所.....
氏名.....印 に、
電話(.....).....番」

加算の原因となつている子 (加算者)の氏名	受給者との身分関係	生 計 関 係
--------------------------	-----------	---------

を
「

恩給証書の記号番号	第	号
加算の原因となつている子 (加算者)の氏名	受給者との身分関係	生 計 関 係

に改め、同様式注2を次のように改める。

- 2 住民票記載事項証明書の欄は、恩給条例による恩給に係る加算者で県外に居住するもの及び特に知事から指示のあつた加算者のみ記入してください。

様式第18号の2注に次のように加える。

- 3 国外に居住する加算者については、住民票記載事項証明書の欄への記入に代えて、在留証明書その他の生存の事実を証する公の証明書を添付してください。

様式第18号の2を様式第18号の3とし、様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第18号の2 (第46条関係)

恩給受給権存否の調査に伴う年金の受給に関する申立書

年 月 日

兵庫県知事 様

申立人 住所.....
氏名.....印
電話(.....).....番

次のとおり申し立てます。

恩給証書の記号番号	第	号
他に公的年金を受けている場合は、その年金の証書の発行者名及び記号番号を記入してください。	発行者名	
	記号番号	
	発行者名	
	記号番号	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則及び児童福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第33号

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則及び児童福祉規則の一部を改正する規則

(児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則の一部改正)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則(平成13年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則

本則中「)第9条第1項」を「。以下「法」という。)」に、「別記様式の」を「次の各号に掲げる証票の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する証票 様式第1号
- (2) 法第9条の6に規定する証票 様式第2号

別記様式を次のように改める。

別記様式

(表面)

第 号	身 分 証 明 書		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>	所 属 氏 名	5.5 センチメートル	
<p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項又は第9条の2第1項の規定による調査又は質問を行うことができる であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付(有効期限)</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 印</p>			
8.5センチメートル			

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(立入検査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを掲示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号
(表面)

第 号	身 分 証 明 書	所 属 氏 名	5.5 センチメートル
写 真	<p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定による臨検若しくは 捜索又は同法第2項の規定による調査若しくは質問を行うことができる職員であることを 証明します。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 印</p>		
8.5センチメートル			

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

(臨検、捜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている

疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(児童福祉規則の一部改正)

第2条 児童福祉規則(昭和39年兵庫県規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第22号(表)の部を次のように改める。

(表)

6 センチ メートル	第 号	身 分 証 明 書	
	写 真	所 属 氏 名	
	上記の者は、児童福祉法第29条の規定による		であることを証明します。
	年 月 日交付(有効期限)		
	兵庫県知事		印
	9センチメートル		

様式第22号(裏)の部中「携帯させ」の右に「、関係者の請求があつたときは、これを提示させ」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第34号

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する等の規則

(兵庫県立総合衛生学院学則の一部改正)

第1条 兵庫県立総合衛生学院学則(昭和46年兵庫県規則第76号)の一部を次のように改正する。

目次中「、進級の認定」を削り、「第9章 補則(第30条)」を「第9章 運営会議(第30条) 第10章 補則(第31条)」に改める。

第3条第1項中「第1部(3年課程)及び第2部(2年課程)(定時制)」を「2年課程(全日制及び定時制)」に改める。

第4条の見出しを「(修業年限及び学生の定員)」に改め、同条中「学年定員等」を「学生の定員」に改め、同条の表を次のように改める。

課 程	学 科		修業年限	入学定員	総定員
専門課程	助 産 学 科		1年	20人	20人
	看護学科	全 日 制	2年	40人	80人
		定 時 制	3年	40人	120人
	歯 科 衛 生 学 科		3年	40人	120人

第8条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第11条第2号を削り、同条第3号中「第2部」を削り、「高等学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業している准看護師(以下「高校卒の准看護師」という。))」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する准看護師」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第90条」を「第90条第1項」に改め、同号を同条第3号とする。

第12条第1項ただし書を削る。

第13条第1項第2号を削り、同項第3号中「第2部」を削り、同号イ中「(官公署において原本と相違ない旨の証明を受けたものに限る。))」を削り、同号ウ中「業務に従事している」を「、業務に従事し、又は従事していた」に改め、「、高等学校等」を「及び高等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。))」に、「当該高等学校等」を「、当該高等学校等」に改め、同号エ中「高校卒の准看護師」を「高等学校等を卒業した准看護師(卒業見込みである准看護師を含む。))」に、「高等学校等」を「、当該高等学校等」に改め、同号に次のように加える。

オ 学校教育法第90条第1項の規定に該当する准看護師(エに掲げるものを除く。)にあつては、これを証する書類

第13条第1項第3号を同項第2号とし、同項第4号アを次のように改める。

ア 高等学校等を卒業した者(卒業見込みである者を含む。)にあつては、当該高等学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書及び調査書

第13条第1項第4号イを削り、同号ウ中「高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者」を「学校教育法第90条第1項の規定に該当する者(アに掲げる者を除く。))」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第3号とし、同条第2項を削る。

第18条の2の見出しを「(転学)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 学院長は、他の学校又は養成所への転学を志望する学生があるときは、当該学生の申請に基づき、当該学生に係る在学証明書その他転学に必要な書類を当該他の学校又は養成所に送付するものとする。

「第5章 成績の評価、進級の認定及び卒業」を「第5章 成績の評価及び卒業」に改める。

第20条の2第1項中「助産学科、看護学科第1部又は看護学科第2部(以下「看護学科等」という。))」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 看護学科又は歯科衛生学科の学生であつて大学、高等専門学校又は歯科衛生士その他の学院長が定める資格に係る学校、養成所等(以下「大学等」という。)に在学したことがある学生があるときは、学院長は、当該学生の申請に基づき、当該学生の当該大学等における学習内容を評価し、当該学習内容が別表第2又は別表第3に定める授業科目の内容に相当するものと認められる場合に限り、当該学生が修得すべき全単位数の2分の1を超えない単位数を限度として、学院長が別に定めるところにより、当該学生が当該授業科目に係る単位を修得したもものとして認定することができる。

第20条の2第3項中「看護学科等への」を削り、「修得した授業科目」の右に「(その内容が学院の授業科目の内容に相当するものと認められるものに限る。))」を加える。

第21条及び第22条を次のように改める。

(卒業の認定)

第21条 学院長は、第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、授業科目に係る単位をすべて修得した学生に対して卒業を認める。

第22条 削除

第23条を削り、第23条の2を第23条とする。

第30条を第31条とし、第9章を第10章とする。

第8章の次に次の1章を加える。

第9章 運営会議

(運営会議)

第30条 入学試験の実施、単位の修得の認定、卒業の認定その他学院の運営に関する事項を審議するため、学院に運営会議を置く。

2 運営会議は、学院長、副学院長及び学院長が指名する職員で構成する。

別表第2を削る。

別表第3中「第2部」を削り、同表基礎分野の款及び専門基礎分野の款を次のように改める。

基礎 分野	科学的思考の 基盤	論 理 学	1	
		情 報 科 学	1	
		物 理 学	1	
	人間と人間生 活の理解	哲 学	1	
		社 会 学	1	
		教 育 学	1	
		人 間 関 係 論	1	
		英 語	1	
	小 計		8 (315)	
	専門 基礎 分野	人体の構造と 機能	解 剖 生 理 学	2
栄 養 と 代 謝			1	
疾病の成り立 ちと回復の促 進		微 生 物 と 病 因	1	
		病 因 と 病 変	1	
		疾 病 論	1	
		疾 病 論	1	
		疾 病 論	1	
		疾 病 論	1	
		薬 理 学	1	
社会保障制度 と生活者の健 康		公 衆 衛 生 学	1	
		社 会 福 祉	1	
		関 係 法 規	1	
		行 動 科 学	1	
小 計		14(315)		

別表第3 専門分野の款基礎看護学の項を次のように改める。

基礎看護学	看護学概論	1	
	看護技術論	1	
	看護過程	1	
	フィジカルアセスメント	1	
	医療安全	1	
	看護倫理	1	
	災害看護	1	
	看護研究	1	

別表第3専門分野の款成人看護学の項中「成人看護概論」を「成人看護学概論」に改め、同款老年看護学の項中「老年看護概論」を「老年看護学概論」に改め、同款小児看護学の項中「小児看護概論」を「小児看護学概論」に改め、同款母性看護学の項中「母性看護概論」を「母性看護学概論」に改め、同款精神看護学の項中「精神看護概論」を「精神看護学概論」に改め、同款合計の項中「合計」を「小計」に改め、同表総計の款中「総計」を「合計」に、「2,145」を「2,100」に改め、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第8条関係）

歯科衛生学科の授業科目等

授 業 科 目		単位数（授業時間数）	備 考
基礎分野	科学的思考の基盤	論 理 学	1
		医 療 物 理 学	1
		環 境 生 物 学	1
	人間と生活	生 命 倫 理	1
		人 間 行 動 学	1
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	1
		ヘルスカウンセリング	1
		医 用 英 語	1
		情 報 科 学 （ 基 礎 ）	1
		日 本 語 表 現 法	1
小 計		10（180）	
専門基礎分野	人体(歯・口腔を 除く。)の構造と 機能	解 剖 学	1
		解 剖 学	1
		生 理 学	1
		生 化 学	1
	歯・口腔の構造 と機能	口 腔 解 剖 学	1
		口 腔 解 剖 学	1

		口 腔 生 理 学	1	
		口 腔 生 化 学	1	
疾病の成り立ち 及び回復過程の 促進		病 理 学	1	
		口 腔 病 理 学	1	
		微 生 物 学	1	
		口 腔 微 生 物 学	1	
		薬 理 学	1	
		歯 科 薬 理 学	1	
		歯 科 材 料 学	1	
	歯・口腔の健康 と予防に関わる 人間と社会の仕 組み		口 腔 衛 生 学	1
		口 腔 衛 生 学	1	
		口 腔 衛 生 学	1	
		衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	1	
		衛 生 行 政	1	
		社 会 福 祉	1	
		社 会 保 険	1	
		栄 養 学	1	
		隣 接 医 学	1	
		看 護 学	1	
	小 計	25 (565)		
専 門 分 野	歯科衛生士概論	口 腔 保 健 学	1	
		口 腔 保 健 学	1	
	臨床歯科医学	歯科保存学(保存修復学)	1	
		歯科保存学(歯内療法学)	1	
		歯科保存学(歯周病学)	1	
		歯 科 補 綴 学	1	
		口 腔 外 科 学	1	
		小 児 歯 科 学	1	
		歯 科 矯 正 学	1	
		歯 科 放 射 線 学	1	
		障 害 者 歯 科	1	
		高 齢 者 歯 科	1	

	歯科予防処置論	口腔疾患予防管理	1	
		口腔疾患予防管理	2	
		口腔疾患予防管理	2	
		口腔疾患予防管理	1	
		口腔疾患予防管理	1	
		口腔疾患予防管理	1	
	歯科保健指導論	口腔保健管理	1	
		口腔保健管理	1	
		口腔保健管理	1	
		口腔保健管理	1	
		口腔保健管理	1	
		口腔保健管理	1	
		口腔保健管理	1	
	歯科診療補助論	臨床歯科補助	1	
		臨床歯科補助	2	
		臨床歯科補助	2	
		臨床歯科補助	2	
		臨床歯科補助	1	
	臨地実習（臨床実習を含む。）	臨地実習	1	
		臨地実習	9	
		臨地実習	6	
臨地実習		4		
小 計		55 (1,930)		
選択必修分野	英 会 話	2		
	情 報 科 学 (応 用)	2		
	保 健 体 育	1		
	専 門 臨 地 研 究	2		
	小 計	7 (150)		
合 計		97 (2,825)		

別表第4を削る。
様式第1号中

「

理科選択科目	化学 B・生物 I B
貴学院.....学科第.....部を受験したいので、入学考査料及び所定の書類を添えて願 い出ます。	

注 欄は、看護学科第1部の受験者のみ、該当する文字を で囲むこと。

を

「

貴学院.....学科.....制を受験したいので、入学考査料及び所定の書類を添えて願 い出ます。	
---	--

に改める。

様式第5号中「第.....部」を「.....制」に改める。

(兵庫県立厚生専門学院学則の廃止)

第2条 兵庫県立厚生専門学院学則(昭和40年兵庫県規則第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院学則の規定(同規則第30条を除く。)は、平成20年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

兵庫県立文化体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第35号

兵庫県立文化体育館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立文化体育館管理規則(昭和60年兵庫県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「毎週月曜日」を「毎月第1月曜日」に改める。

第3条中「9時から21時まで」を「文化体育館の利用の状況等を勘案して、知事が定める時間」に改め、同条ただし書を削る。

第12条ただし書中「第2条第1項第2号」の右に「及び第3条」を加える。

別表1の部基準額の欄中「9時」を「開館時刻」に、「21時」を「閉館時刻」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県立西はりま天文台公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第36号

兵庫県立西はりま天文台公園管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立西はりま天文台公園管理規則(平成2年兵庫県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第11条中「1室1泊につき6,700円」を「別表第2のとおり」に改める。

別表施設名の項及び家族用宿泊棟の項を次のように改める。

区分		利用時間
家族用宿泊棟	宿泊に利用する場合	16時から翌日の10時まで
	宿泊以外の目的に利用する場合	9時から21時まで

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

区分		基準額	
家族用宿泊棟を金曜日及び土曜日以外の日（翌日が休日でない日に限る。）に宿泊に利用する場合		1室1泊につき	6,700円
家族用宿泊棟を宿泊以外の目的に利用する場合	利用時間が3時間以上の場合	1室1回につき	2,300円
	利用時間が3時間未満の場合	1室1回につき1,700円（宿泊に引き続いて利用する場合は、無料）	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。